

募集要項等に関する質問への回答

項番	回答日	質問箇所			質問内容	回答
		資料名	頁	項目		
1	9月18日	募集要項	3	5 駐輪場の管理基準	(3) 一時利用と定期利用の台数配分について、現在、定期の契約台数は上限に達し、順番待ちとありますが、各駐輪場毎の待ち台数を、ご教示ください。	令和8年9月1日時点 第一駐輪場：約450名 第三駐輪場：若干名
2	9月18日	募集要項	3	5(3)一時利用と定期利用の台数配分について	第一駐輪場における一時利用と定期利用の台数配分（上限442台）について、指定管理開始後に配分変更を申し出る際の協議・承認フローは定められていますでしょうか。 自転車大型化等で駐輪エリアの圧迫による減台変更の申し出も可能でしょうか。 また可能な場合、下限台数（＝付置義務など）があればご教示願います。	特定のフローは定めておりません。 毎月実施予定の市との定例会等で申し出ください。 下限台数の定めはありませんが、利用実態を考慮し市民利用に支障のない範囲での変更を前提とします。 また、収容台数の変更は市との協議が必要です。
3	9月18日	要求水準書	3	第3 施設維持管理業務に関する要求水準	第一駐輪場に設置している搬送コンベア3基について、予防保全として指定管理期間中に指定管理者の負担により部品の一部を更新する。とありますが、指定管理期間中（5年間）で約45万円（税抜）の計上ということか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。 金額については現時点でメーカーに確認したものですので、計上する金額は物価上昇等を見込んで応募者にて積算してください。
4	9月18日	要求水準書	3	第3-2費用の負担	仮にゲートが故障し1件20万円超の修繕・機器更新が必要となった場合の指定管理者の費用負担範囲（すべて、もしくは20万円以下の部分のみ）をご教示願います。	要求水準書第3「2 費用の負担」のとおりです。 なお、市が負担する場合は指定管理者の負担はありません。
5	9月18日	要求水準書	4	3 指定管理者の業務範囲	(1) 建物保守管理業務、(2) 設備保守管理業務ア～キ、(3) 清掃業務において、委託されている委託業者名、委託内容、連絡先を、ご教示ください。	(1) 建物保守管理業務 業者名：株式会社東急コミュニティー 内容：設備巡回点検および緊急対応 連絡先：06-4704-0158 (2) 設備保守管理業務 〈ア〉 業者名：東海技研株式会社 連絡先：06-4795-1505 〈イ～キ〉 業者名：株式会社東急コミュニティー 連絡先：06-4704-0158 (3) 清掃業務 業者名：株式会社東急コミュニティー 内容：排水溝点検、等 連絡先：06-4704-0158

項番	回答日	質問箇所			質問内容	回答
		資料名	頁	項目		
6	9月18日	要求水準書	5	3 指定管理者の業務範囲	(2) 設備保守管理業務 ウ 消防設備において、対象の点検機器等の台数を、ご教示ください。	・消火器具：7本（消火器） ・スプリンクラー設備：1系統（ポンプ） ・自動火災報知設備：72器（感知器作動式1器、感知器煙式71器） ・誘導灯及び誘導標識：11箇所（避難口3箇所、通路8箇所） ・非常電源（非常電源受電設備）：1系統（ポンプの電源）
7	9月18日	要求水準書	5	3 指定管理者の業務範囲	(2) 設備保守管理業務 キ 建築設備において、3年ごとの特殊建築物点検の実施は不必要という認識でよろしいでしょうか。必要な場合は何年度に実施予定か、また、対象の点検機器等の台数を、ご教示ください。	お見込みのとおり、不要です。
8	9月18日	要求水準書	5	3(2)④	要求水準書3(2)④キの記載（「建築設備は建築基準法第12条の規定に基づき…報告書を関係機関及び市へ提出する」）について、本施設は、独立した駐輪場となるため、法第12条に基づく特定建築設備定期検査等の指定対象外との認識でよろしいでしょうか。	項番7を参照ください。
9	9月18日	要求水準書	5	3(2)④	要求水準書3(2)④キの記載（「建築設備は建築基準法第12条の規定に基づき…報告書を関係機関及び市へ提出する」）について、「本施設が法第12条に基づく特定建築設備定期検査等の指定対象外である場合、関係機関（行政庁）への提出は不要であり、施設管理上の自主点検結果を市へ提出することで足りますでしょうか。	項番7を参照ください。
10	9月18日	要求水準書	7	(3) 清掃業務	定期清掃業務：高所や手の届きにくい場所の清掃等、普段の清掃では落とせない汚れや、専門的な機材・技術が必要な清掃を想定とありますが、清掃範囲が分かる図面。また、第一駐輪場の床面については、ポリッシャー洗浄等を行っているかも、ご教示ください。	高所や手の届きにくい場所の清掃：第一駐輪場に設置しているダクトや照明等の天井付け設備等を想定しています。（図面なし） 排水溝、集水枡清掃：『【資料】定期清掃実施箇所（排水溝清掃）』をご確認ください。 床面清掃：全域（ポリッシャー清掃等実施なし） ※現状、ポリッシャー清掃や天井付け設備等の清掃が必要な程汚れてはおりませんが、必要に応じて実施してください。

項番	回答日	質問箇所			質問内容	回答
		資料名	頁	項目		
11	9月18日	要求水準書	9	4-②-ア	自動二輪と原動機付自転車及び自転車の収容台数は、利用状況に応じて市と協議のうえ変更することができる。なお、その際のレイアウト変更等にかかる費用は指定管理者の負担とする。 上記の通り記載がありますが、レイアウト変更等をする際の協議や実施まで流れをご教示願います。	特定のフローは定めておりません。 毎月実施予定の市との定例会等で申し出ください。 利用実態を考慮し市民利用に支障のない範囲での変更を前提とします。
12	9月18日	評価表	-	同種・類似業務委託実績を評価	例えば、箕面市立かやの第一：1,500台、箕面市立かやの第二：1,300台と1,000台以上が2施設の場合、業務受託実績は1自治体となるのか、2自治体になるのか、また、同自治体内で契約が異なる場合、例えば、かやの駐輪場と箕面船場駐輪場の2契約の場合、業務受託実績は1自治体となるのか、2自治体になるのか、ご教示ください。	同自治体内の複数施設を管理していても、1自治体とします。同様に、異なる契約であっても同一自治体との契約である場合は1自治体とします。
13	9月18日	収支報告書	5	実績報告	箕面市立かやの第二駐輪場、第三駐輪場の実績ですが、現状と同じ第二駐輪場は一時利用専用、第三駐輪場は定期利用専用の数字でしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
14	9月18日	収支報告書	-	支出の部	区分にて消耗品購入、修繕費の内訳より「その他箕面市割当」とありますが、2024年2,575,000円、2025年2,750,000円とはどのような内容に対する割り当てになりますか、ご教示ください。また、今後5年間においても見込んでおく費用でしょうか。	現在の指定管理者が消耗品購入、修繕費として計上した費用です。 市が金額を指定したものではありませんので、今後5年間における当該費用については、応募者にて必要に応じて積算してください。
15	9月18日	収支報告書	-	支出の部	区分にて維持管理費の内訳より「施設保守」とありますが、2024年323,400円、2025年2,361,480円とはどのような保守を行っているのか、保守ごとの内容と金額を、ご教示ください。	【2024年度】 ・事務管理業務 ・設備巡回点検および緊急対応 【2025年度】 ・事務管理業務 ・設備巡回点検および緊急対応 ・消防・設備機器点検 ・消防設備機器・総合点検 ・防火対象物定期点検 ・自転車搬送バルトコンベア設備保守点検 ・排水溝清掃 保守ごとの金額については、企業のノウハウや機密情報に関わるため非開示とします。